

農業者の皆様へ

令和3年10月

もみ殻の取り扱いや使用済の農薬容器及び農業用プラスチック等の廃棄について

もみ殻の有効活用について

野焼きの煙に関しては、地域住民から健康被害などの苦情が寄せられており、地域農産物のイメージダウンにも繋がりがねない状況になっています。さらに、交通が妨げられ景観も損なわれることで、観光客のイメージダウンにつながることなどの悪影響があります。

もみ殻は野焼きせず、堆肥などへの活用をお願いします。

農薬容器や農業用プラスチックは産業廃棄物です

使用済の農薬容器や、農業用プラスチック等は産業廃棄物であり、事業者である農業者が自ら適正に処理する必要があります。

また、野焼きや不法投棄による処分は法律で禁止されております。これらを処分するには、専門の廃棄物処理業者に処理を委託する必要があります。

一般ゴミとしてではなく、必ず廃棄物処理業者*に処理を委託するようにしてください。

※西北五クリーン社(電話:22-2011)で受け入れしております。

処理方法

農薬が入っていた容器や袋は、水で洗浄し透明な袋へ入れる。

農業用プラスチック等は泥などの汚れを落とし、袋は水で洗い、透明な袋に入れるか、ひもで縛る。

処理費用や、処理方法については、廃棄物処理業者へお問い合わせください。

参考

毎年6月と9月に各2日間、つがるにしきた農協鶴翔支店にて、農業用プラスチックの回収を実施していますので、そちらも活用してください。回収日等については農事振興会をとおしてチラシでお知らせしています。

産業課 農業振興班
町民生活課 暮らしの窓口班
0173-22-2111